

○ 鈴鹿工業高等専門学校学則第 29 条に規定する「文部科学大臣が別に定める学修」による単位認定等に関する規則

〔平成 19 年 3 月 5 日〕
規則第 78 号

最終改正令和 8 年 2 月 4 日

鈴鹿工業高等専門学校学則第 29 条に規定する「文部科学大臣が別に定める学修」による単位認定等に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構鈴鹿工業高等専門学校学則(平成 16 年学則第 1 号)第 29 条に基づき、文部科学大臣が別に定める学修を独立行政法人国立高等専門学校機構鈴鹿工業高等専門学校(以下「本校」という。)における授業科目の履修と見なした場合の単位認定等に関することについて定める。

(定義)

第 2 条 この規則において、文部科学大臣が別に定める学修とは、平成 3 年文部省告示第 85 号(高等専門学校設置基準第 20 条第 1 項の規定による高等専門学校が単位の修得を認定することのできる学修)により定められ、本校において高等専門学校教育に相当する水準を有すると認められた別表 1 及び別表 2 の知識及び技能に関する審査における成果に係る学修(以下「技能審査に係る学修」という。)で、本校在学期間中に学修されたものをいう。

(申請)

第 3 条 前条の学修による単位認定及び成績評価を求める者は、別に定める技能審査に係る学修による単位認定申請書に、技能審査に係る学修を修了したことを証する書類を添えて、認定を希望する年度の 1 月末日までに校長に申請するものとする。

(単位認定)

第 4 条 前条により認定をする単位は、別表 1 又は別表 2 に定める単位数とし、教務委員会の議を経て校長が行う。

2 前項の場合において、認定する科目名は別表 1 又は別表 2 の技能審査等の名称をもって科目名とする。

(単位の取扱い)

第 5 条 技能審査に係る学修により単位を修得した学生が、同種の学修において上位の等級等に合格又はスコアに達した場合に認定される単位数は、当該技能審査の単位数と既修得単位数との差を認定するものとする。

2 TOEIC による学修、実用英語技能検定による学修、IELTS による学修及び TOEFL iBT による学修による単位を複数認定することはできない。複数の学修を習得した者は、規定する単位数の多い学修を単位認定するものとする。2 次元 CAD 利用技術者試験による学修及び 3 次元 CAD 利用技術者試験による学修に伴う単位認定も同様に取り扱うものとする。

(成績評価)

第6条 技能審査に係る学修による成績評価は、学業成績評価基準第12条に定める「秀」と評価することができる。

附 則

この規則は、平成22年3月1日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成23年3月1日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成23年3月7日から施行し、平成22年4月1日から適用する。
- 2 学則第29条に規定する「文部科学大臣が別に定める学修」による単位認定等に関する規則（平成16年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成27年2月25日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成28年1月26日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から適用する。
- 2 平成31年度以前入学生については、第5条「TOEICによる学修，実用英語技能検定による学修，IELTSによる学修及びTOEFL iBTによる学修」を「TOEICによる学修及び実用英語技能検定による学修」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和5年8月2日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から適用する。

附 記

この規則は、令和7年10月1日から施行し、令和7年4月1日から適用する。
改正後の規則は、令和7年度入学生から適用し、令和6年度以前入学生は、なお従前による。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1 (平成 31 年度以前入学)

区分	技能審査等の名称	等級、 スコア等	単位数	備 考
一 般 科 目	実用数学技能検定	1 級	4	
		準1級	2	
		2 級	1	
	TOEIC	860～	6	
		790～859	5	
		730～789	4	
		600～729	3	
		470～599	2	
		425～469	1	
	実用英語技能検定	1 級	6	
		準1級	4	
		2 級	2	
		準2級	1	
	実用フランス語技能検定試験	1 級	6	
		2 級	4	
		3 級	2	
		4 級	1	
	スペイン語技能検定	1 級	6	
		2 級	4	
		3 級	2	
		4 級	1	
	ドイツ語技能検定試験	1 級	5	
		準1級	4	
		2 級	3	
		3 級	2	
		4 級	1	
	中国語検定試験	1 級	5	
準1級		4		
2 級		3		
3 級		2		
4 級		1		
日本漢字能力検定	1 級	3		
	準1級	2		
	2 級	1		

	日本語能力試験	N 1	2	外国人留学生対象
		N 2	1	
専 門 科 目	技術英語能力検定 (工業英語能力検定)	プロフェッショナル (1 級)	6	() 内は令和元年度 以前の名称, 等級
		準プロフェッショナル (2 級)	3	
		1 級 (準2 級)	2	
		2 級 (3 級)	1	
	危険物取扱者試験	甲 種	2	甲種は生物応用化 学科、材料工学科対 象 乙種 (6 つの類) は 生物応用化学科を 除く 甲種は乙種の上位 の資格
		乙種 (6 つの類)	2	
		乙種 (3 つ以上の類)	1	
	2次元CAD利用技術者試験	1 級	3	2種類の試験は上 段から順に上位の 資格
		2 級	1	
	3次元CAD利用技術者試 験	1 級	3	3種類の試験は上 段から順に上位の 資格
		準1 級	2	
		2 級	1	
	電気主任技術者試験	第二種	4	
		第三種	2	
	陸上無線技術士試験	第一級	4	
		第二級	2	
	電気通信主任技術者試験		4	
電気工事士試験	第一種	2		
	第二種	1		
工事担任者試験	総合通信	4	上限4単位	
	第一級アナログ通信	2		
	第一級デジタル通信	2		
デジタル技術検定	1 級	2		

		2 級	1	
情報処理技術者試験、情報 処理安全確保支援士試験	応用情報技術者試験		3	2種類の試験は上 段から順に上位の 資格
	基本情報技術者試験		2	
	情報セキュリティマネジ メント試験		2	2種類の試験は上 段から順に上位の 資格
	I Tパスポート試験		1	
	上記以外			その都度審査
C Gエンジニア検定	エキスパート		1	
画像処理エンジニア検定	エキスパート		1	
毒物劇物取扱者試験	一 般		1	
高圧ガス製造保安責任者試 験	甲種化学・機械		2	甲種は乙種の上位 の資格
	乙種化学・機械		1	
エネルギー管理士試験			2	
放射線取扱主任者試験	第1種		2	第1種は第2種の上 位の資格
	第2種		1	
公害防止管理者試験	大気関係第1種		2	
	水質関係第1種		2	
	粉 塵		1	
	騒音・振動関係		1	
	ダイオキシン類関係		1	
溶射管理士試験	各種目		1	
防錆管理士試験			1	
技術士第一次試験	各技術部門		6	
知的財産管理技能検定	2 級		2	
	3 級		1	
ボイラー技士試験	一 級		2	
	二 級		1	
技能検定	機械加工（普通旋盤作業） 2級以上		2	
	機械加工（普通旋盤作業） 3級		1	
バイオ技術者認定試験	上 級		2	上級は中級の上位の 資格
	中 級		1	

別表 2 (令和 2 年度以降入学)

区分	技能審査等の名称	等級、 スコア等	単位数	備 考
科 一 目 般	実用数学技能検定	1 級	4	
		準1級	2	
		2 級	1	

TOEIC	860～	5	
	790～859	4	
	730～789	3	
	600～729	2	
	470～599	1	
実用英語技能検定	1 級	6	
	準1級	4	
	2 級	2	
IELTS	7 以上	5	
	6.5	4	
	6	3	
	5.5	2	
	4.5～5	1	
TOEFL iBT	94～	5	
	79～93	4	
	60～78	3	
	46～59	2	
	32～45	1	
実用フランス語技能検定試験	1 級	6	
	準1級	5	
	2 級	4	
	準2級	3	
	3 級	2	
	4 級	1	
スペイン語技能検定	1 級	6	
	2 級	4	
	3 級	2	
	4 級	1	
ドイツ語技能検定	1 級	5	
	準1級	4	
	2 級	3	
	3 級	2	
	4 級	1	
中国語検定試験	1 級	5	
	準1級	4	
	2 級	3	
	3 級	2	
	4 級	1	
日本漢字能力検定	1 級	3	
	準1級	2	

		2 級	1	
	日本語能力試験	N 1	2	外国人留学生対象
		N 2	1	
専 門 科 目	技術英語能力検定	プロフェッショナル	6	
		準プロフェッショナル	3	
		1 級	2	
		2 級	1	
	危険物取扱者試験	甲 種	2	甲種は生物応用化学科、材料工学科対象
		乙種 (6 つの類)	2	乙種 (6 つの類) は生物応用化学科を除く
		乙種 (3 つ以上の類)	1	甲種は乙種の上位の資格
	2次元CAD利用技術者試験	1 級	3	2種類の試験は上段から順に上位の資格
		2 級	1	
	3次元CAD利用技術者試験	1 級	3	3種類の試験は上段から順に上位の資格
		準1級	2	
		2 級	1	
	電気主任技術者試験	第二種	4	
		第三種	2	
	陸上無線技術士試験	第一級	4	
		第二級	2	
	電気通信主任技術者試験		4	
	電気工事士試験	第一種	2	
		第二種	1	
	工事担任者試験	総合通信	4	上限4単位
第一級アナログ通信		2		
第一級デジタル通信		2		
デジタル技術検定	1 級	2		
	2 級	1		
情報処理技術者試験、情報	応用情報技術者試験	3	2種類の試験は上	

処理安全確保支援士試験	基本情報技術者試験	2	段から順に上位の資格
	情報セキュリティマネジメント試験	2	2種類の試験は上段から順に上位の資格
	ITパスポート試験	1	
	上記以外		その都度審査
CGエンジニア検定	エキスパート	1	
画像処理エンジニア検定	エキスパート	1	
毒物劇物取扱者試験	一般	1	
高圧ガス製造保安責任者試験	甲種化学・機械	2	甲種は乙種の上位の資格
	乙種化学・機械	1	
エネルギー管理士試験		2	
放射線取扱主任者試験	第1種	2	第1種は第2種の上位の資格
	第2種	1	
公害防止管理者試験	大気関係第1種	2	
	水質関係第1種	2	
	粉塵	1	
	騒音・振動関係	1	
	ダイオキシン類関係	1	
溶射管理士試験	各種目	1	
防錆管理士試験		1	
技術士第一次試験	各技術部門	6	
知的財産管理技能検定	2級	2	
	3級	1	
ボイラー技士試験	1級	2	
	2級	1	
技能検定	機械加工（普通旋盤作業） 2級以上	2	
	機械加工（普通旋盤作業） 3級	1	
バイオ技術者認定試験	上級	2	上級は中級の上位の資格
	中級	1	

別紙

年 月 日

技能審査等に係る学修による単位認定申請書

鈴鹿工業高等専門学校長 殿

学年学科
出席番号
氏 名

下記に掲げる技能審査等に係る学修を修了しましたので、このことを証する書類を添えて、その単位の認定について申請します。

記

- 1 修了した技能審査に係る学修名及びその等級、スコア等

名称

等級、スコア等

- 2 技能審査に係る学修を修了した日(技能検定合格日)

年 月 日

- 3 修了認定に関する規則を適用する際の希望学年

第 学年

- 4 備 考

(注) 技能審査等の合格通知書等の写しを添付すること。